

令和 7 年度 第 2 回千葉県水道事業運営審議会

千葉県水道事業運営審議会 部会における意見のとりまとめ結果について (別冊)

目 次

1 今後の施設整備の進め方について

(1) 施設整備を進めていくにあたっての基本的な考え方	3
管路や施設の更新について	3
管路や施設の耐震化について	4
(2) 老朽度調査及び目標使用年数の見直しについて	5
新たな目標使用年数（案）	6
(3) 今後の管路や施設の更新・耐震化事業について	7
今後の管路（小中口径）の更新・耐震化の進め方	7
今後の管路（大口径）の更新・耐震化の進め方	8
今後の管路の更新・耐震化の目標と耐震化率	9
今後の浄給水場の更新・耐震化の進め方と耐震化率	10
令和8年度～令和12年度の建設事業費	11

（参考1）令和8年度から令和12年度までの収支見通しについて

各費用ごとの物価上昇率の考え方	13
①財政収支見通し（令和8～12年度・料金改定なし）	14
②財政収支見通し （令和8～12年度・料金改定後23.7%・一般会計繰出金なし）	15
③一般会計から県営水道（特別会計上水道事業会計）への繰出金について	16
④財政収支見通し （令和8～12年度・料金改定後18.6%・一般会計繰出金あり）	17

（参考2）令和13年度から令和17年度までの収支見通しについて【試算】

令和13年度から令和17年度までの収支見通しについて【試算】	19
試算結果（令和13～17年度の5年間）	20
試算結果に対する考え方（令和13～17年度の5年間）	21

2 料金体系について

(1) 水道料金の算定方法と現在の料金体系	
水道料金の算定方法について	23
現在の料金体系について	24
(2) 現在の料金収入の構造	
現在の料金収入の構造（令和6年度決算見込）	27
(3) 料金体系の見直しについて	
料金体系の見直しの方針	29
固定費の配分方法（基本料金・従量料金への配分）	30
固定費の配分方法の検討	31
料金体系シミュレーション パターン①	32
料金体系シミュレーション パターン②	36
料金体系シミュレーション パターン②-1	40
料金体系シミュレーション パターン②と②-1の比較	42
料金体系シミュレーション パターン①～②-1まとめ	43
(4) 料金体系に係る諸制度について	
公衆浴場用料金	47
生活困窮家庭等への配慮	48
給水申込納付金・開発負担金	49

1 今後の施設整備の進め方について

(1) 今後の施設整備を進めていくにあたっての基本的な考え方

【管路や施設の更新について】

※更新にあたっては、国の国土強靱化実施中期計画等との整合性を図りながら進めていくとともに積極的に国庫補助金を確保し、施設整備の促進を図る

- 管路や浄給水場等については、目標使用年数を定めて計画的に更新を行っている
- 目標使用年数は、管路や施設の更新時期の目安として設定したものであり、今回の料金改定にあたって詳細な老朽度調査を行い、何年使用可能かを見極めた上で、安全を見て短めの年数で定めている。したがって、目標使用年数の範囲内であれば、災害等の例外を除き、十分に使用可能

※これまで各施設の使用実績等を基に目標使用年数を定めていたが、今回、老朽化の状況に即した年数とするため、詳細な老朽度調査を踏まえ、目標使用年数の見直しを行った

- 目標使用年数を超過しないことを基本に、できる限り使用することとしている

※老朽化による漏水事故等のリスクは高まるため、今後は、詳細な老朽度調査を定期的を実施するとともに、これまで実施している漏水調査に加え、人工衛星を活用した漏水調査を試験導入するなど、これまで以上に予算を確保し点検・修繕に力を入れていく

《参考：関連する国等の計画》

国の国土強靱化実施中期計画……激甚化・頻発化する気象災害や、大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある、改正国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として定められた（令和7年6月策定。令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とし、20兆円強程度の事業規模（うちライフラインは概ね10.6兆円）を目途としている）

県の上下水道耐震化計画……能登半島地震の経験を踏まえ、国土交通省から、全ての水道事業者等及び下水道管理者に対し、浄水場や下水処理場等の急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画を令和7年1月末までに策定するよう依頼があり、県営水道が策定した計画

※耐震化にあたっては、国の国土強靱化実施中期計画等との整合性を図りながら進めていくとともに積極的に国庫補助金を確保し、施設整備の促進を図る

【管路や施設の耐震化について】

●管 路

- 管路は、基本的に目標使用年数の範囲内であれば十分に使用できるが、東日本大震災では、湾岸埋立地域を中心に液状化が生じ、管と管をつなぐ継手部分が外れることなどによる漏水の被害が発生したことなどから、**例外的に、液状化による管路被害が特に想定される地域(湾岸埋立地域)に埋設された管路のほか、災害拠点病院・防災拠点の最重要給水施設につながる管路については、目標使用年数に捉われずに耐震化を行う。それ以外は、基本的に更新時に併せて耐震化を行う**

※耐震化は、耐震継手管への更新

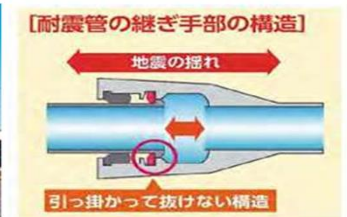
東日本大震災における被害状況 →
(千葉県浦安市)



耐震継手管とその仕組み →



(日本ダクタイル鉄管協会提供)



●施 設

- 更新時に併せて耐震化することを基本とする
- ただし、浄給水場等は、被災すると極めて大きな影響を及ぼす「**急所施設**」であることから、災害時の水道利用者への影響を考慮し、**処理能力の大きい浄水場等は目標使用年数に捉われず優先して、補強により耐震化**する
- 耐震化工事は、長期間運転を停止するなどの制約があることから、安定給水に支障がないよう、時期をずらし段階的に進める

(2) 老朽度調査及び目標使用年数の見直しについて

- 管路や施設の更新を適切な時期に計画的に進めていくには、老朽化の状況に即した目標使用年数を設定する必要があることから、令和8年度以降の施設整備に係る事業量を見込むにあたり、詳細な老朽度調査及び目標使用年数の見直しを行った
- 老朽度調査は、以下の区分で実施

区分	
管路施設	既設管の布設替えの際に実施
浄給水場 (土木・建築・鋼構造物等)	建設後30年以上経過している施設について実施
浄給水場 (機械・電気・計装設備)	目視調査や修理履歴などの資料収集を行い、結果から、「水道施設更新指針((公社)日本水道協会)」に基づき、設備の健全度を評価

【新たな目標使用年数（案）】

- 管路については、作成した腐食度予測式の結果を踏まえ、**比較的腐食性の低い
土壌に埋設された管路の目標使用年数を10年延伸**できるものとし、60～90年と設定した
- 浄給水場（土木・建築・鋼構造物等）については、**鉄筋腐食調査や中性化試験の結果**などを踏まえ、**100年**と設定した
- 浄給水場（機械・電気・計装設備）については、現状の目標使用年数を超えて使用しても健全度を維持できる根拠は見いだせなかったことから、現状のまま15～30年と設定した

<現状>

対象施設	目標使用年数
管路施設	60～80年
浄給水場 (土木・建築・鋼構造物等)	60～80年
浄給水場 (機械・電気・計装設備)	15～30年



<新たな目標使用年数（案）>

対象施設	目標使用年数
管路施設	60～ 90 年
浄給水場 (土木・建築・鋼構造物等)	100 年
浄給水場 (機械・電気・計装設備)	15～30年

※目標使用年数の見直しに際しては、今後も詳細な老朽度調査を定期的実施していくとともに、より長い期間、施設や管路を使用可能な状態に保つため、これまで以上に予算を確保し修繕や保守点検に力を入れていく

7 (3) 今後の管路や施設の更新・耐震化事業について

【今後の管路（小中口径）の更新・耐震化の進め方】

①更新について

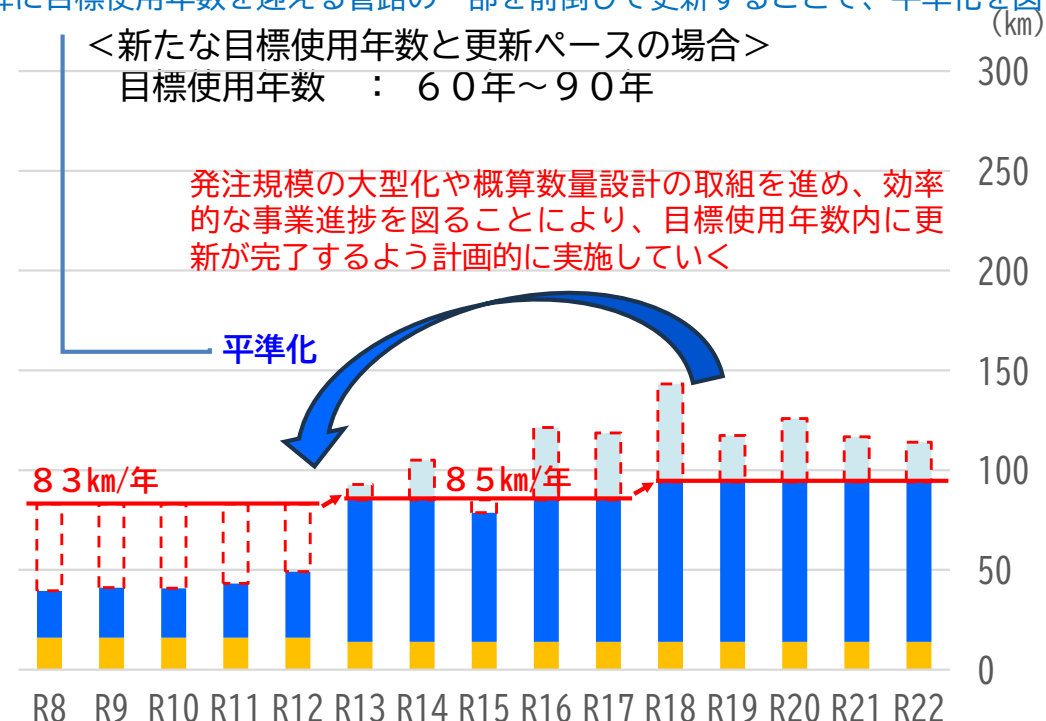
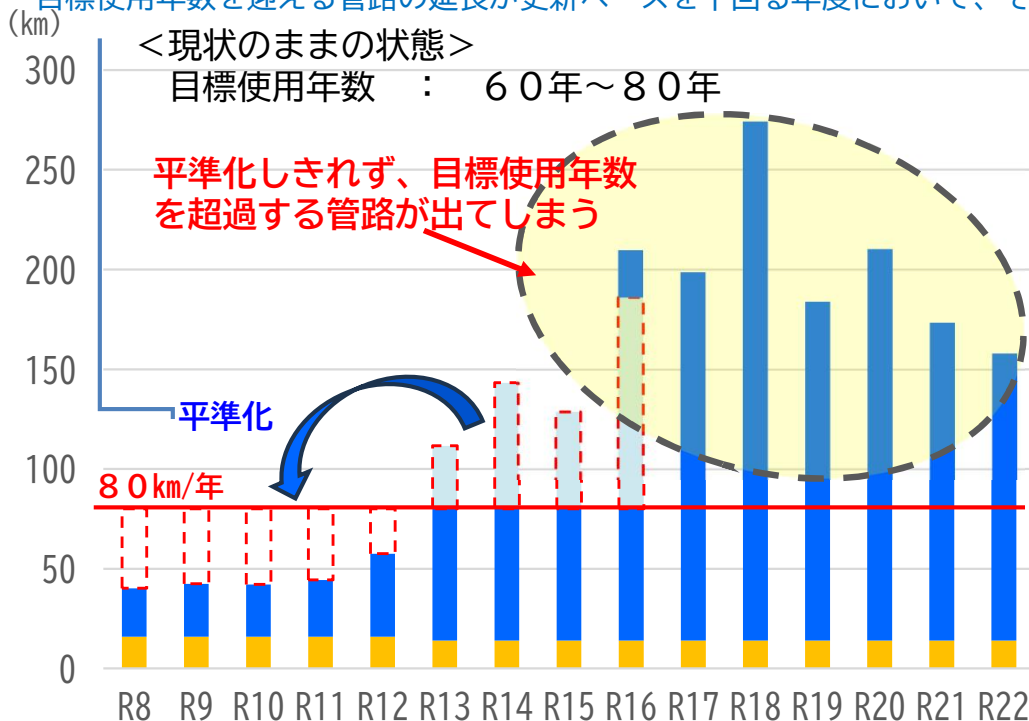
- 現状の目標使用年数(60年～80年)で、かつ、現状の更新ペース(80km/年)で更新すると、令和16年度から目標使用年数を超過する管路が発生する（下図左）
- 詳細な老朽度調査の結果、新たな目標使用年数(60年～90年)となり、かつ、更新ペースも引き上げる(80km/年→83km/年→85km/年)ことで、目標使用年数内での更新が可能になる（下図右）

②耐震化について

- 目標使用年数を超過しないことを基本に、更新に合わせて実施するが、特に、液状化による被害が想定される湾岸埋立地域にある管路や、災害拠点病院・防災拠点の最重要給水施設につながる管路は、目標使用年数に捉われず耐震化を実施する
(最重要給水施設につながる管路：令和12年度までに完了予定)
(湾岸埋立地域の管路：令和22年度までに完了予定)

最重要施設管路・湾岸埋立地域の管路
→黄色の棒グラフ
それ以外
→青色の棒グラフ

目標使用年数を迎える管路の延長が更新ペースを下回る年度において、それ以降に目標使用年数を迎える管路の一部を前倒しで更新することで、平準化を図る



【今後の管路（大口径）の更新・耐震化の進め方】

①優先して行う更新・耐震化

●目標使用年数を超過しないことを基本に更新・耐震化を実施するが、まずは、強度や耐震性が低く

いづれの古い管や湾岸埋立地域の管路について、最優先に更新・耐震化を実施

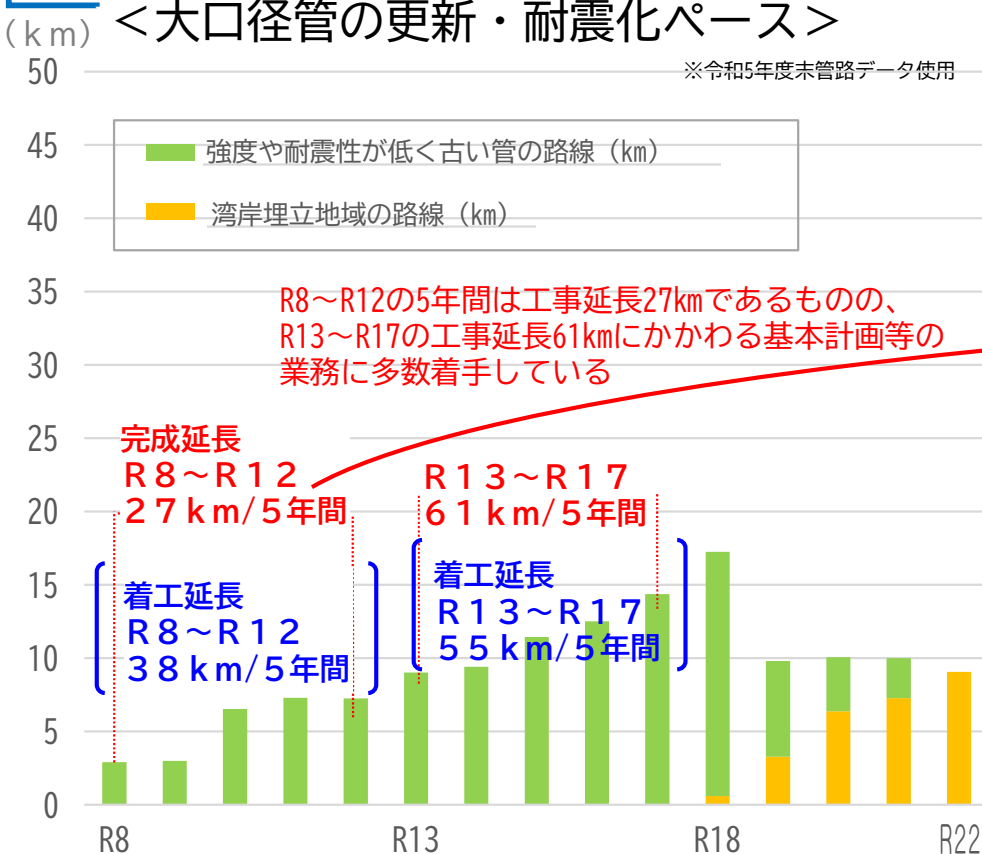
（強度や耐震性が低く古い管：令和21年度までに完了予定）

①に関するもの（湾岸埋立地域の管路：令和22年度までに完了予定）

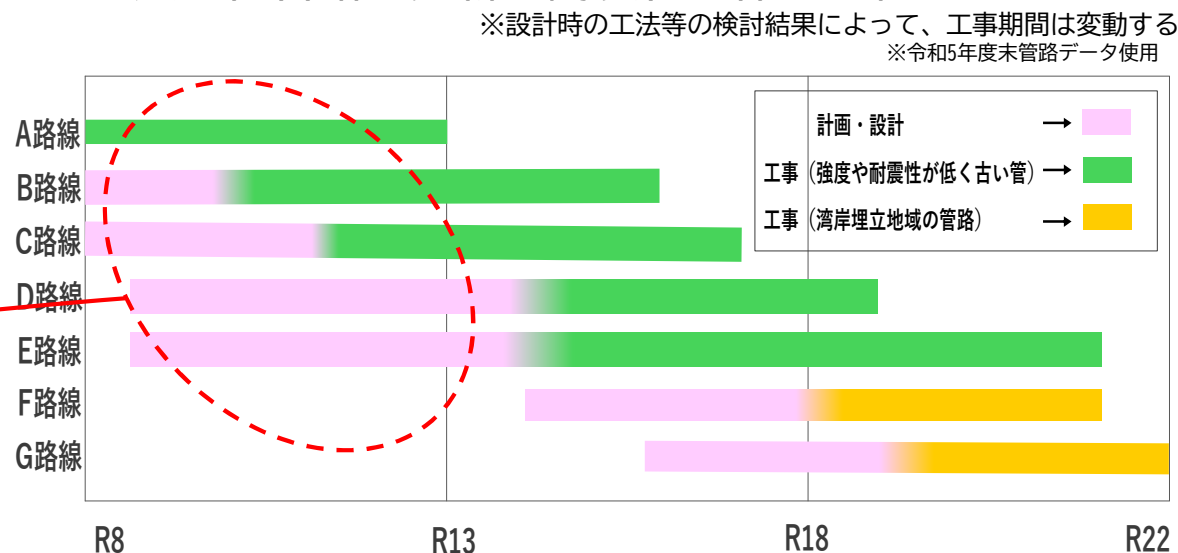
②それ以外の更新・耐震化

●大口径管路については、小中口径管に比べ、ルートを選定、用地の確保、工法の検討、道路管理者・他企業・近隣住民との協議等の状況によって工程が大きく左右され、完成までに多くの時間がかかる（※①も同様）ことから、まずは緊急性の高い①を優先的に進めていく

<大口径管の更新・耐震化ペース>



<大口径管路の更新・耐震化に係る工程のイメージ>



大口径の工事は令和3年度に本格化したばかりであり、今後、更新ペースを引き上げていくため、新たな発注方式であるデザインビルド(設計と工事の一括発注方式)などの検討を行い、将来的には工期短縮やコスト縮減を図っていききたい

【今後の管路の更新・耐震化の目標と耐震化率】

- 小中口径管及び大口径送配水管の更新ペースを段階的に引き上げ、令和17年度末における**耐震化率は38.8%**と更新・耐震化を推進
- 今後、新たな発注方式であるデザインビルド（設計と工事の一括発注方式）などの検討を行い、発注の効率化などに取り組むことで、更新・耐震化をより一層進めていく

管路の更新・耐震化の目標

管路総延長:約9,300km

区分		現計画期間 (R3～R7)	R8～R12	R13～R17
小中口径管 (管径500mm未満)	計画更新延長※	80 km/年	83 km/年	85 km/年
	(うち湾岸埋立地域の管路 うち最重要給水施設への管路)	26.5 km/年(予定) 6.4 km/年(予定)	R8～R22で、残り約180 kmを完了予定 R8～R12までに、残り約10 kmを完了予定	
大口径送配水管 (管径500mm以上)	計画更新延長※ (計画着工延長)	22 km/5年間 (25 km/5年間)	27 km/5年間 (38 km/5年間)	61 km/5年間 (55 km/5年間)
	(うち強度や耐震性が低く古い管路 うち湾岸埋立地域の管路)	22 km/5年間 (予定) —	R8～R21までに、残り約100 kmを完了予定 R8～R22で、残り約20 kmを完了予定	

※計画更新延長は工事が完成する延長

指標	R5実績	R12見込	R17見込
管路耐震化率 $= \frac{\text{耐震適合性のある管の延長※}}{\text{管路総延長}} \times 100$	27.8%	34.1%	38.8%
湾岸埋立地域の管路耐震化率	62.4%	77.4%	87.0%
最重要給水施設への管路耐震化率	54.2%	100%	100%

※国の報告書に基づき、耐震継手管と、耐震継手管ではないが良好な地盤に埋設されている管を合わせた管路の延長

【今後の浄給水場の更新・耐震化の進め方と耐震化率】

●更新

- ・ 県営水道で最も古い**栗山給水場**や**園生給水場**について更新を進める
- ・ **栗山給水場**は、令和7年度から順次、浄水施設の撤去を進め、その後、更新に着手する
- ・ **園生給水場**は、千葉市の都市計画道路事業の事業用地に配水池等の一部が含まれることから、千葉市の事業に合わせて更新を行うこととしており、令和10年度までに支障となる配水池等の撤去を完了することし、以降、順次更新するよう検討を進めていく

●耐震化

- ・ 当局最大の浄水処理能力を有する**柏井浄水場西側施設**は、急速ろ過池の洗浄用水を貯める「**洗浄水槽**」のみ耐震性能が低い状態であり、この耐震補強を実施
- ・ 配水池の容量が大きい**松戸給水場**などの耐震補強を実施

指標	R5実績	R12見込	R17見込
浄水施設耐震化率 $= \frac{\text{耐震対策が施されている浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$	41.9%	78.2%	78.2%

※更新時に合わせて耐震化することを基本とする。R12～R17の間に完了する更新工事がないため、R12とR17の耐震化率は変わらない

指標	R5実績	R12見込	R17見込
配水池耐震化率 $= \frac{\text{耐震対策が施されている配水池容量}}{\text{配水池総容量}} \times 100$	56.5%	55.8% [※]	66.2%

※千葉市都市計画道路事業に伴い、園生給水場の耐震化済みの配水池の一部を撤去する必要があるため、算定上、耐震化率が低下する

【令和８年度～令和１２年度の建設事業費】

●管路

- ・小中口径管については、年間８３kmのペースで更新を進める
- ・大口径管については、完成延長２７km（着工延長３８km）の工事を実施、令和１３年度以降に予定されている工事の設計にも着手する

単位：億円

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	計
建設事業費	346	365	450	519	514	2,194

●施設

- ・栗山給水場や園生給水場の更新を進める
- ・柏井浄水場西側施設 - 洗浄水槽の耐震補強（これにより一連の施設全体の耐震化が完了）

	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	計
建設事業費	13	18	27	26	28	113

●設備

- ・浄給水場の機械・電気・計装設備の更新等

	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	計
建設事業費	114	129	128	111	97	579

(参考1) 令和8年度から令和12年度までの
収支見通しについて
(第1回水道事業運営審議会資料より)

○各費用ごとの物価上昇率等の考え方

●各費用の見込みに物価上昇率等を乗じて、最終的な費用を見込む

令和8～12年度

【物価上昇率等】

- ・ 人件費…2.5%（各年度の人件費に乗じる）
 ※消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）（直近(R6)2.4%/年）
 ↳家計が購入するモノやサービスの価格変動を測定する指標（総務省公表）
- ・ 動力費、薬品費、修繕費、委託料…4.2%（各年度の費用に乗じる）
 ※企業物価指数（過去5年(R2～R6)の平均）
 ↳企業間で取引されるモノの価格変動を測定する指標（日本銀行公表）
- ・ 建設事業費…3.8%（各年度の建設事業費に乗じる）
 ※建設工事費デフレーター（過去5年(R元～R5)の平均）
 ↳建設工事費の価格変動を測定する指標（国土交通省公表）
- ・ 支払利息…30年債：0.36%（各年度の利息に加算する）
 10年債：0.26%（ // ）
 ※財政融資資金貸付金利（過去5年間(R2末～R6末)の利息の上昇幅の平均）

① 財政収支見通し（令和8～12年度）

料金改定なし

（単位：億円）※端数処理のため合計が一致しない場合がある

収益的収支	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8～12計
収入	852	847	856	865	875	874	4,317
うち給水収益	652	655	660	661	662	664	3,301
支出	760	823	845	867	901	928	4,365
営業経費等	422	458	473	486	506	522	2,445
うち人件費	65	69	70	72	74	76	361
うち動力費	37	41	43	44	46	48	223
うち修繕費	77	91	96	96	100	105	487
うち薬品費	33	33	35	36	38	39	182
うち委託料	100	114	119	123	128	132	616
減価償却費等	319	343	348	355	364	371	1,780
支払利息	18	23	24	27	31	35	140
純利益（消費税調整後）	48	△16	△32	△53	△82	△108	△292

【収支見通し】

給水収益は微増となるものの、建設事業費の増に伴う減価償却費の増加や施設の老朽化の進行による修繕費の増加などから、徹底的な支出の見直しを行っても、令和8年度以降は赤字となる見込み

資本的収支	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8～12計
収入	241	131	226	206	214	219	996
うち企業債	210	89	183	165	177	181	795
うち一般会計繰出金	0	0	0	0	0	0	0
支出	643	603	637	720	783	767	3,510
うち建設事業費	520	473	512	605	656	639	2,886
管路	311	346	365	450	519	514	2,194
施設	17	13	18	27	26	28	113
設備等	192	114	129	128	111	97	579
うち企業債償還金	120	127	123	115	126	127	618

【資金残高の見込み】

企業債の積極的な活用を図っても、資金ショートせずに建設事業費などの支払いが行える資金（各年度末：150億円）は確保できない見込み

企業債、資金残高	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R12末
企業債残高	1,661	1,739	1,799	1,849	1,900	1,954	1,954
企業債残高対給水収益比率	258%	270%	277%	285%	292%	300%	300%
資金残高	212	△69	△179	△378	△664	△977	△977

→ 赤字や資金不足を料金改定のみで解消するには、23.7%の引上げが必要

② 財政収支見通し（令和8～12年度）

料金改定後 23.7%（一般会計繰出金なし）

（単位：億円）※端数処理のため合計が一致しない場合がある

収益的収支	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8～12計
収入	852	997	1,003	1,008	1,017	1,017	5,042
うち給水収益	652	811	817	817	818	821	4,084
支出	760	832	852	869	903	936	4,392
営業経費等	422	467	478	486	506	522	2,459
うち人件費	65	69	70	72	74	76	361
うち動力費	37	41	43	44	46	48	223
うち修繕費	77	91	96	96	100	105	487
うち薬品費	33	33	35	36	38	39	182
うち委託料	100	114	119	123	128	132	616
減価償却費等	319	343	348	355	364	371	1,780
支払利息	18	23	26	28	34	43	153
純利益（消費税調整後）	48	125	109	88	57	27	406

資本的収支	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8～12計
収入	241	209	196	263	361	400	1,429
うち企業債	210	167	153	222	324	362	1,228
うち一般会計繰出金	0	0	0	0	0	0	0
支出	643	603	637	720	783	771	3,514
うち建設事業費	520	473	512	605	656	639	2,886
管路	311	346	365	450	519	514	2,194
施設	17	13	18	27	26	28	113
設備等	192	114	129	128	111	97	579
うち企業債償還金	120	127	123	115	126	131	622

企業債、資金残高	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R12末
企業債残高	1,661	1,817	1,847	1,954	2,152	2,383	2,383
企業債残高対給水収益比率	258%	231%	234%	247%	272%	300%	300%
資金残高	212	151	151	150	151	150	150

③ 一般会計から県営水道（特別会計上水道事業会計）への繰出金について

- 上水道事業については、国の定めた繰出基準に基づき、一定の水準から上積みして実施する管路の耐震化など、通常の公営企業の経営を超えて努力した部分が対象となっており、単なる赤字補填とは異なる
- ただし、本県では、一般会計の収支状況の悪化等に伴い、平成15年度以降、一般会計からの繰入れが行われてこなかった
- 今回、料金改定にあたり、引上げによる使用者の負担を少しでも軽減するため、繰入を受けることにより、引上げ幅を抑えることとしたい
- 令和7年度の繰出基準※に基づき算出すると、5年間（R8～R12）の繰出見込額は324億円（繰出基準の上限額）となる

※令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地方公共団体の水道事業の防災対策強化の観点から、繰出額の算出方法が見直され、令和6年度の繰出基準と比べて繰出額が大幅に増加

- なお、この一般会計からの繰出金の財源は、交付税と税金の1／2ずつとなっている

→一般会計からの繰入により、料金の引上げを5.1%抑え、18.6%とすることができる

④ 財政収支見通し（令和8～12年度）

料金改定後 18.6%（一般会計繰出金あり）

（単位：億円）※端数処理のため合計が一致しない場合がある

収益的収支	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8～12計
収入	852	964	970	977	987	987	4,885
うち給水収益	652	777	783	784	785	787	3,916
支出	760	829	848	868	901	932	4,379
営業経費等	422	464	475	486	506	522	2,453
うち人件費	65	69	70	72	74	76	361
うち動力費	37	41	43	44	46	48	223
うち修繕費	77	91	96	96	100	105	487
うち薬品費	33	33	35	36	38	39	182
うち委託料	100	114	119	123	128	132	616
減価償却費等	319	343	348	355	364	371	1,780
支払利息	18	23	25	27	32	39	146
純利益（消費税調整後）	48	95	79	59	29	0	261

資本的収支	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8～12計
収入	241	239	227	293	389	425	1,573
うち企業債	210	145	139	186	271	307	1,048
うち一般会計繰出金	0	52	44	66	81	81	324
支出	643	603	637	720	783	770	3,513
うち建設事業費	520	473	512	605	656	639	2,886
管路	311	346	365	450	519	514	2,194
施設	17	13	18	27	26	28	113
設備等	192	114	129	128	111	97	579
うち企業債償還金	120	127	123	115	126	130	621

企業債、資金残高	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R12末
企業債残高	1,661	1,795	1,811	1,882	2,027	2,204	2,204
企業債残高対給水収益比率	258%	238%	238%	247%	266%	289%	289%
資金残高	212	150	150	150	151	150	150

(参考2) 令和13年度から令和17年度までの
収支見通しについて【試算】

令和13年度から令和17年度までの収支見通しについて【試算】

- **水道料金**は、使用者の日常生活に深く関わるものであり、**一定期間安定的に維持**される必要がある一方で、将来の見通しなどについて**不確定な要素を多く含むことは適当ではない**ため、**料金の算定期間は3年から5年程度**にすることが望ましいとされている。このため、**県営水道では、料金の算定期間を5年間**としている
- 料金算定の基礎となる**収支見通しの期間**についても、近年は国際・経済情勢が大きく変化しており、**長期的に物価・経済の動向を見通すことは非常に困難**であるということから、**令和8年度から令和12年度までの5年間**として事務局から**第1回の審議会に提示**されたところ
- しかし、**審議会**においては、**水需要の見通し**や**水道施設の整備方針は5年よりも長い期間**としていることや、**これまでの「長らくデフレが続き、料金改定が行われなかった30年間」**とは異なり、**令和13年度以降も料金改定の必要性**が生じると考えられることから、**令和13年度以降の収支見通し**を示すべきとの意見があった
- このため、部会としては、事務局に対し、令和13年度から令和17年度までの5年間の収支見通しについて、「物価上昇率」は、今回、令和8年度から令和12年度までと同じ率で見込むものと、それに対し、それぞれ低め、高めで見込んだ3通りの試算を行うよう指示した

試算結果（令和13年度～令和17年度の5年間）

- 令和8年度から令和12年度までの収支見通しで採用した上昇率がそのまま継続すると仮定した場合、それよりも低めで見込んだ場合、それよりも高めで見込んだ場合の3通りを試算した

R13～R17の物価上昇率等を R8～12よりも低めに見込むもの (▲50%)	
人件費	1.25% (▲ 1.25%)
動力費等	2.1% (▲ 2.1%)
建設事業費	1.9% (▲ 1.9%)
支払利息 (加算率)	30年債:0.18% (▲ 0.18%) 10年債:0.13% (▲ 0.13%)
試算結果	5年間の純利益 約▲400億円 R17末の資金残高 約▲1,200億円 R13料金引上げ幅 約23%

R13～R17の物価上昇率等を R8～12と同じに見込むもの	
人件費	2.5%
動力費等	4.2%
建設事業費	3.8%
支払利息 (加算率)	30年債:0.36% 10年債:0.26%
試算結果	5年間の純利益 約▲550億円 R17末の資金残高 約▲1,500億円 R13料金引上げ幅 約27%

R13～R17の物価上昇率等を R8～12よりも高めに見込むもの (+50%)	
人件費	3.75% (+ 1.25%)
動力費等	6.3% (+ 2.1%)
建設事業費	5.7% (+ 1.9%)
支払利息 (加算率)	30年債:0.54% (+ 0.18%) 10年債:0.39% (+ 0.13%)
試算結果	5年間の純利益 約▲700億円 R17末の資金残高 約▲1,800億円 R13料金引上げ幅 約34%

※いずれの試算においても、経済の好循環の実現を前提として、
消費者物価の上昇を上回る人件費（賃金）の上昇を見込んでいる

試算結果に対する考察(令和13年度～令和17年度の5年間)

- 給水収益は水需要見通しを踏まえると令和8年度からの5年間と同じく横ばい見込み
- 令和13年度から令和17年度までの収支見通しの試算の結果、**いずれの推計も赤字や資金不足が生じ、料金の引上げが必要**となる見込みとなった
- 一方で、近年、国際・経済情勢が大きく変化する中、この試算は、物価上昇率をパラメーターに単純に連関させて推計しているもので、国の長期の経済見通しなどを根拠とするものでもなく、**10年間という長期間の見通しを判断する材料としては、あまりにも不確実性が高いものである**
- また、収支悪化要因としては、物価上昇だけでなく、安定給水を維持していくための水道施設の更新・耐震化の事業費が増加(※)していくこともあるが、この**更新・耐震化の事業費の増加**に対しては、**水道料金だけで対応していくのか、何らかの財源措置を設けるのか**といったことは、**日本全体の課題**となっており、**国でも議論がはじまったばかり**である
 - ※令和8年度の事業費を1とすると、令和12年度は1.2、令和17年度は1.6となり、今後増えていくことが見込まれる
- そのため、**令和13年度以降の収支見通しの試算結果を令和8年度からの料金改定率をどうするか**の判断に反映することはあまり好ましくなく、参考程度にとどめるべきではないか

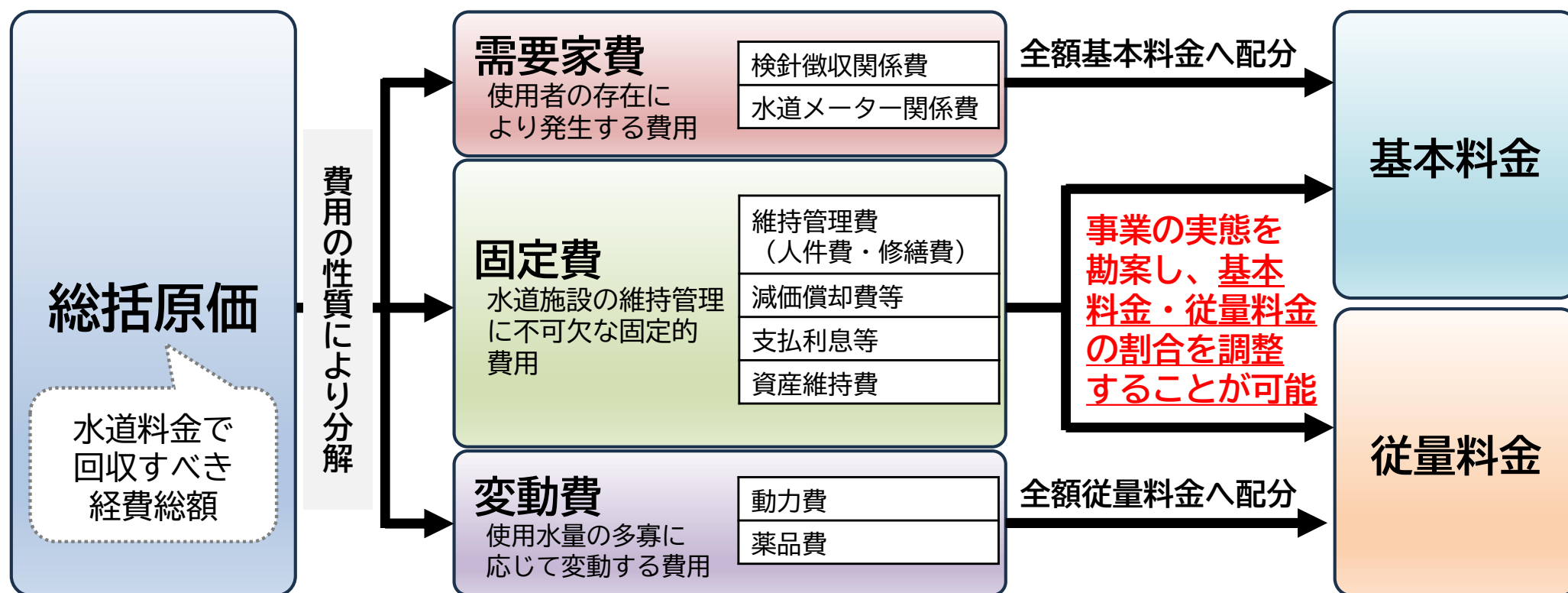
2 料金体系について

(1) 水道料金の算定方法と 現在の料金体系

水道料金の算定方法について

※ 旧厚生省の依頼に応じ、（公社）日本水道協会がS42.7策定

- 水道料金は、通常、全国的な算定基準である「水道料金算定要領※」（以下「算定要領」）に沿って算定される。（県営水道の平成8年度料金改定時も同要領に沿って算定）
- 同要領では、水道料金で回収すべき経費総額（総括原価）を算出した後、費用の性質により「需要家費」「固定費」「変動費」に分解し、それらを基本料金・従量料金に配分して料金を設定することとされている
- 「需要家費」は全額基本料金に、「変動費」は全額従量料金に配分される
「固定費」には複数の配分基準が設けられており、事業体は事業の実態を勘案し、基本料金・従量料金の割合を調整することができる



24 現在の料金体系について

● 基本料金と従量料金の二部料金制

(基本料金) 使用した水量の有無にかかわらず、水道メーターの大きさ(口径)に応じ、定額で徴収

(従量料金) 使用水量に応じて徴収

● 現在の料金体系は、従量料金への依存度が高く、水需要が減少したとき、料金収入が大きく落ち込む不安定な料金体系であり、これは全国の多くの事業体と共通の課題である

県営水道の基本料金回収割合
(令和6年度決算値)

25.4%

近隣の
事例

神奈川県 24%→30.0%(R8改定)

横浜市 27%→29.5%(R3改定)

● 基本料金・従量料金の各単価の改定率を一律とすると、全ての利用者の料金改定率は一定になるが、従量料金への依存度が高いという課題は改善されない

● 今回の料金改定においては、近隣事業体の状況も踏まえ、基本料金の回収割合を高めつつ、全ての利用者の料金改定率が同程度となる料金体系を検討する

(平成8年4月改定) 全給水栓数の
97.6%を占める

基本料金 (1か月・税抜)

口 径	単 価
13mm	380円
20mm	890円
25mm	1,590円
40mm	6,350円
50mm	14,400円
75mm	33,100円
100mm	63,900円
150mm	177,600円
200mm	360,000円
250mm	641,000円
300mm	1,027,000円

従量料金 (1か月・税抜)

	使用水量	単 価
一 般 用	1~10m ³	57円
	11~20m ³	150円
	21~40m ³	244円
	41~100m ³	326円
	101~500m ³	404円
	501m ³ ~	441円
公衆浴場用*	1m ³ ~	57円

* 公衆浴場の入浴料金は、公衆衛生の観点から、都道府県により上限額が設定されている。多くの水道事業体で、入浴料金に影響する公衆浴場向け水道料金単価については低廉な水準としており、県営水道では、従量料金単価を最低単価で固定している。

(参考) 水道料金の算出方法

【基本料金 + 従量料金 = 水道料金】

例) 口径20mmで1か月に20m³使用した場合

○基本料金: 890円

○従量料金: 区分ごとの単価に使用量を乗じて求める

① (1~10m³) 57円 × 10m³ = 570円

② (11~20m³) 150円 × 10m³ = 1,500円

合計 2,070円

○合計: 890円 + 2,070円 = 2,960円 (税抜)

2,960円 × 1.1 = 3,256円 (税込)

→ 3,250円 (10円未満切捨)

現在の料金体系について

前回の料金改定（平成8年4月）

- 基本料金の改定率は、大きい口径(300mmなど)に比べ、小さい口径（13mmなど）ほど低い
 - 従量料金の改定率は、高使用水量区分(501m³～など)に比べ、低使用水量区分(1～10m³など)ほど低い
- ➡ 現在の料金体系は、使用水量の少ない一般家庭への影響が極力少なくなるよう配慮したもの
- 平均改定率 15.9% 基本料金割合 13.9%

基本料金（1か月・税抜）

口 径	改定前 (S63.6.1～)	改定後 (H8.4.1～)	改定額（改定率）
13mm	330円	380円	50円（15.2%）
20mm	770円	890円	120円（15.6%）
25mm	1,370円	1,590円	220円（16.1%）
40mm	5,400円	6,350円	950円（17.6%）
50mm	12,200円	14,400円	2,200円（18.0%）
75mm	28,000円	33,100円	5,100円（18.2%）
100mm	54,000円	63,900円	9,900円（18.3%）
150mm	150,000円	177,600円	27,600円（18.4%）
200mm	304,000円	360,000円	56,000円（18.4%）
250mm	541,000円	641,000円	100,000円（18.5%）
300mm	866,000円	1,027,000円	161,000円（18.6%）
			平均改定率 15.5%

従量料金（1か月・税抜）

使用水量	改定前 (S63.6.1～)	改定後 (H8.4.1～)	改定額（改定率）
1～10m ³	50円	57円	7円（14.0%）
11～20m ³	130円	150円	20円（15.4%）
21～40m ³	210円	244円	34円（16.2%）
41～100m ³	280円	326円	46円（16.4%）
101～500m ³	345円	404円	59円（17.1%）
501m ³ ～	375円	441円	66円（17.6%）
（公衆浴場） 1m ³ ～	50円	57円	7円（14.0%）
			平均改定率 16.0%

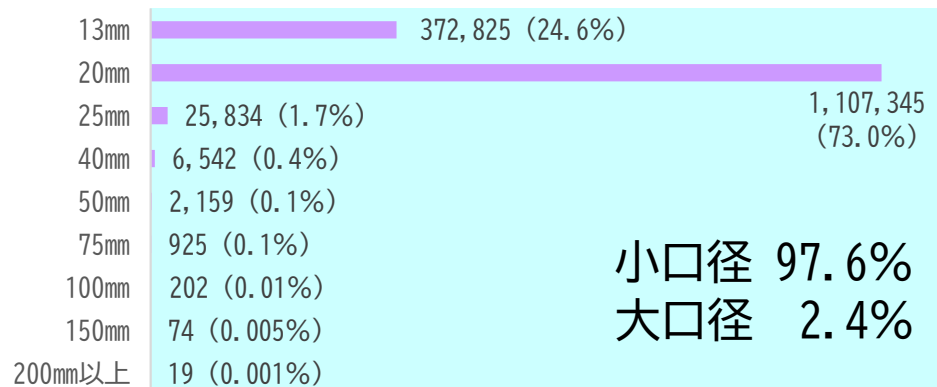
(2) 現在の料金収入の構造

27 現在の料金収入の構造（令和6年度決算見込）

- 現行の料金体系は、2.4%の大口径（口径25mm以上）利用者が総給水量の18.0%を使用し、総料金の31.8%を負担しており、小口径（口径13mm、20mm）利用者の負担を軽くした料金体系となっている。

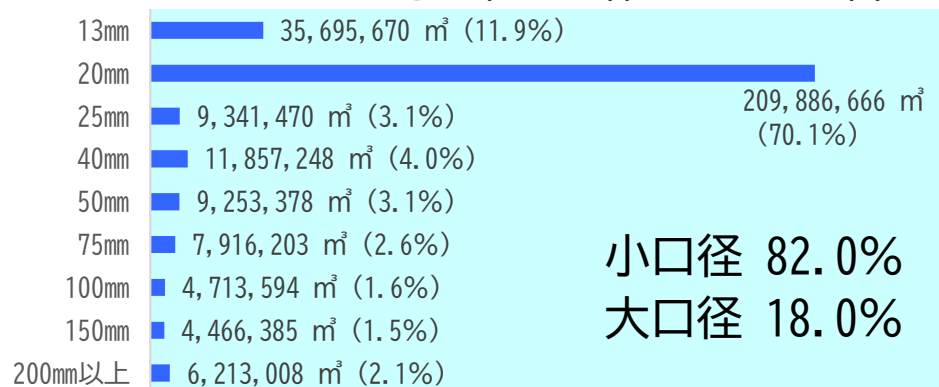
① 給水栓の数・割合

合計約152万栓、20mm口径が全体の73.0%、13mmが24.6%、小口径で全体の97.6%を占める



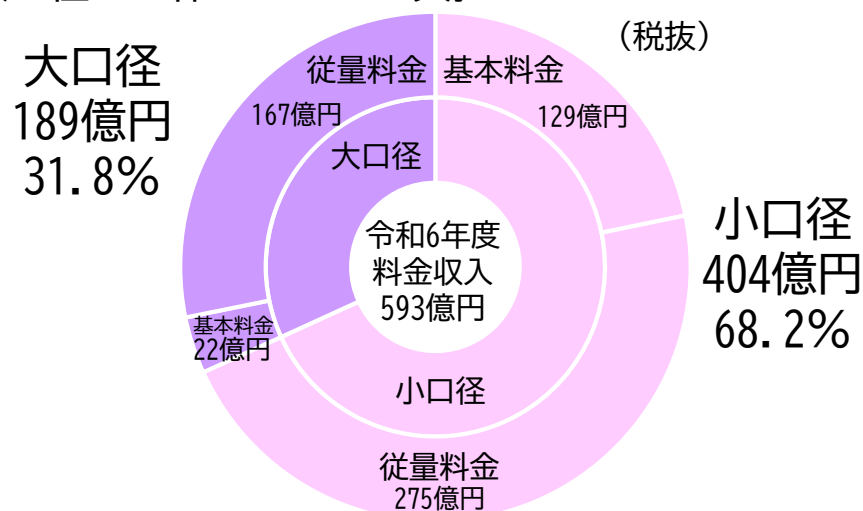
② 給水量・割合

合計約3億m³、20mm口径が全体の70.1%、13mmが11.9%、小口径で全体の82.0%を占める



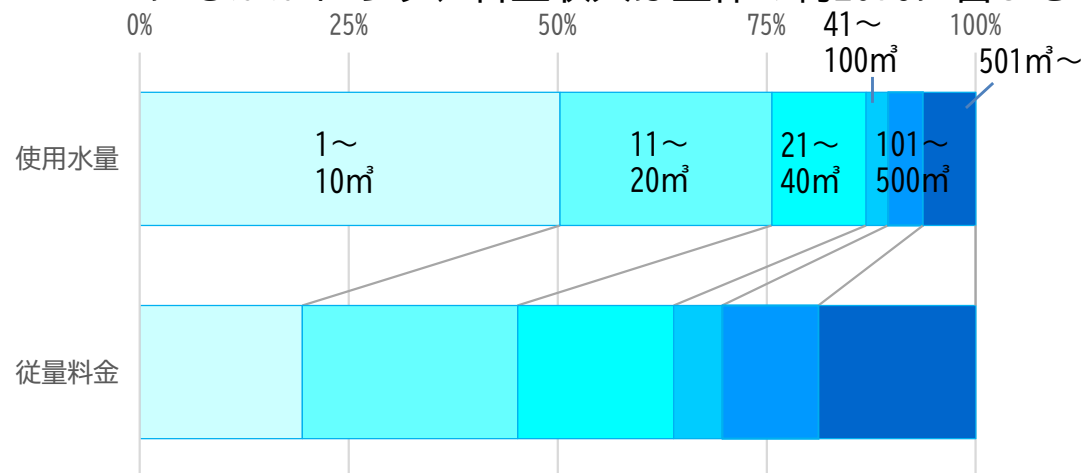
③ 料金収入・割合(小口径・大口径別)

合計約593億円、大口径で全体の31.8%を負担している



④ 使用水量と従量料金の関係

1~10m³の区分の使用水量が全体（3億m³）の半分にもかかわらず、料金収入は全体の約20%に留まる



(3) 料金体系の見直しについて

料金体系の見直しの方針

方針1 料金は、現行の「算定要領」に沿って算定する

水道料金は、通常、全国的な算定基準である同要領に沿って算定される。（県営水道の平成8年度料金改定時も同要領に沿って算定）

方針2 料金体系は、二部料金制を維持する

個別原価主義に基づき、総括原価を基本料金と従量料金に区分し、料金体系を設定する。（「算定要領」で規定）

方針3 基本料金割合を、現行よりも高める

現在の料金体系は、従量料金への依存度が高く、水需要が減少したとき、料金収入が大きく落ち込む不安定な料金体系。

方針4 全ての利用者の料金改定率が同程度となる料金体系とする

利用者間の負担バランスを考慮し、使用水量の多寡にかかわらず全ての利用者の改定率が平均料金改定率18.6%から大きく乖離しないよう検討する。

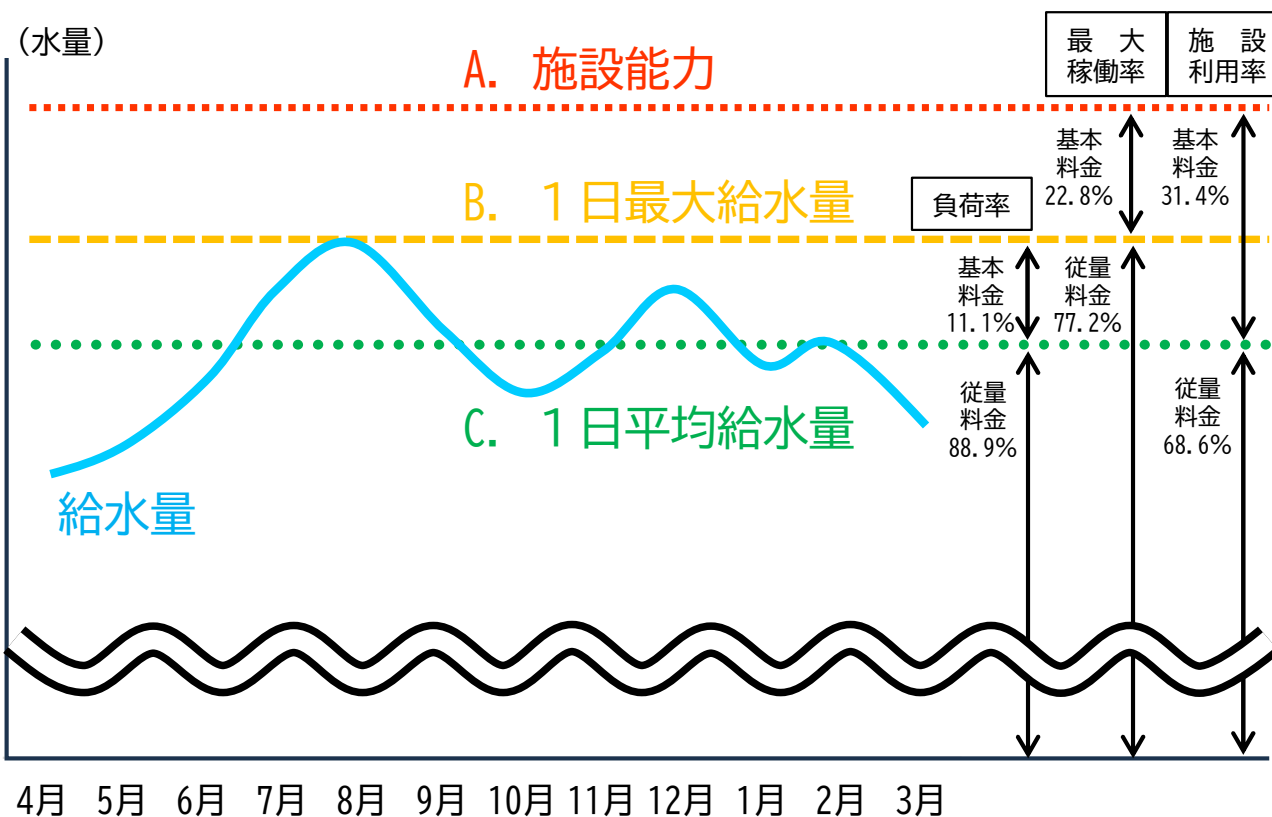
固定費の配分方法（基本料金・従量料金への配分）

- 「算定要領」では、固定費の基本料金と従量料金への配分の考え方が示されており、以下の3つの方法が一般的に使用され、各事業の実態等を勘案して適宜選択するものとされている。

- ・「**負荷率**」 … 1日最大給水量に対する1日平均給水量の割合（88.9%）を従量料金へ配分し、
残余（11.1%）を基本料金へ配分
- ・「**最大稼働率**」 … 施設能力に対する1日最大給水量の割合（77.2%）を従量料金へ配分し、
残余（22.8%）を基本料金へ配分
- ・「**施設利用率**」 … 施設能力に対する1日平均給水量の割合（68.6%）を従量料金へ配分し、
残余（31.4%）を基本料金へ配分

固定費の配分方法	固定費の従量料金への配分割合
負荷率 (C/B)	88.9%
最大稼働率 (B/A)	77.2%
施設利用率 (C/A)	68.6%
(参考 H8改定時) 負荷率	83.4%

※負荷率、最大稼働率、施設利用率の各比率は、R2～R6の平均値を用いて算出。



固定費の配分方法の検討

固定費の配分方法	基本料金割合 (現行からの増加率)	基本料金の改定率	従量料金の改定率
現行 (R6決算見込み)	25.4%	-	-
負荷率 (C/B)	19.6% (-5.8ポイント)	-8.4%	+27.8%
最大稼働率 (B/A)	28.6% (+3.2ポイント)	+33.5%	+13.5%
施設利用率 (C/A)	35.2% (+9.8ポイント)	+64.5%	+3.0%
(参考 H8改定時) 負荷率※1	13.9%	-	-

※1 平成8年度当時の算定要領に「最大稼働率」と「施設利用率」の配分基準が存在しなかったため、「負荷率」を採用している。

- 「負荷率」の場合、基本料金割合が現行よりも大きく減少するため、選択しない。
- 「施設利用率」については、基本料金割合が大幅に上昇するものの、使用水量の多寡によって従量料金と合わせた水道料金の改定率のバランスが悪くなる※2ため、今回は選択を見送る。
- そのため、今回の料金改定では、「最大稼働率」を選択してシミュレーションを行う。

※2 施設利用率を選択した場合、基本料金の平均改定率が64.5%となり、支払う水道料金に占める基本料金の割合が高い利用者（主に使用水量が少ない小口径利用者）の従量料金と合わせた改定率が、極端に高くなる。

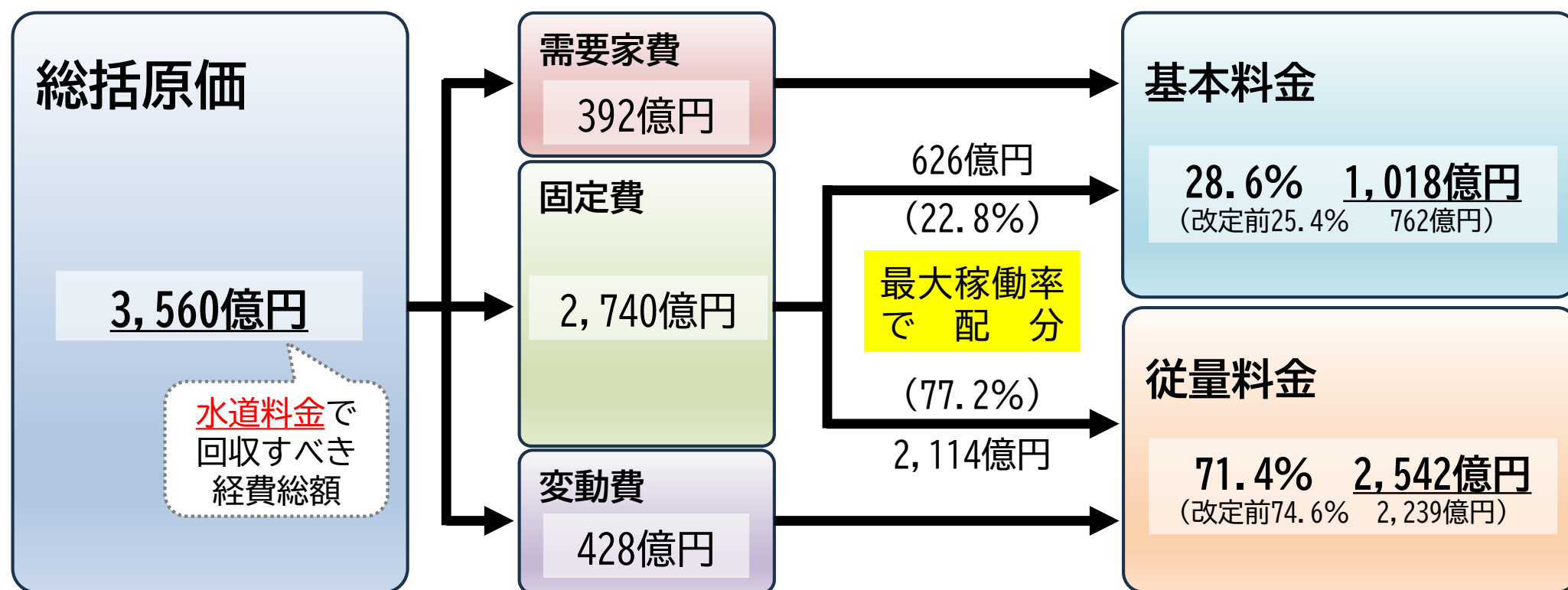
料金体系シミュレーション パターン①【総括原価の配分】

- 固定費を**最大稼働率**を用いて基本料金と従量料金に配分

➡ 基本料金割合 : 現行25.4% ⇒ **28.6%**

従量料金割合 : 現行74.6% ⇒ **71.4%**

(税抜)



料金体系シミュレーション パターン①【単価表】

■基本料金単価

「算定要領」に準拠して、理論流量比※を基に水道メーターの口径に応じて総括原価の28.6% (1,018億円) を配分し、基本料金を算定。

(1か月・税抜)

口径		現行	改定案	(改定額、改定率)
小口径	13mm	380円	638円	(+258円、+67.9%)
	20mm	890円	1,187円	(+297円、+33.4%)
大口径	25mm	1,590円	1,812円	(+222円、+14.0%)
	40mm	6,350円	5,514円	(-836円、-13.2%)
	50mm	14,400円	11,111円	(-3,289円、-22.8%)
	75mm	33,100円	28,254円	(-4,846円、-14.6%)
	100mm	63,900円	57,520円	(-6,380円、-10.0%)
	150mm	177,600円	167,297円	(-10,303円、-5.8%)
	200mm	360,000円	348,196円	(-11,804円、-3.3%)
	250mm	641,000円	613,339円	(-27,661円、-4.3%)
	300mm	1,027,000円	987,039円	(-39,961円、-3.9%)
		平均改定率		33.5%

※理論流量比…時間あたりに流れる水の体積(流量)の口径毎の比率。

13mm : 1、20mm : 3.1、25mm : 5.58、40mm : 19.22……

■従量料金単価

総括原価の71.4% (2,542億円) を、現行の料金表を基に従量料金の平均改定率13.5%となるよう各使用水量区分に配分したいが、単価は1円単位であり各区分の改定率は同一とならない。そのため、「1~10m³」「11~20m³」を13.5%よりも低く設定したうえで、各区分の単価が13.5%に近づくよう円単位で微調整し従量料金を算定。

(1か月・税抜)

使用水量	現行	改定案	(改定率)
1 ～ 1 0 m ³	57円	64円	(+12.3%)
1 1 ～ 2 0 m ³	150円	170円	(+13.3%)
2 1 ～ 4 0 m ³	244円	278円	(+13.9%)
4 1 ～ 1 0 0 m ³	326円	372円	(+14.1%)
1 0 1 ～ 5 0 0 m ³	404円	461円	(+14.1%)
5 0 1 m ³ ～	441円	503円	(+14.1%)
		平均改定率	13.5%

料金体系シミュレーション パターン①【試算結果、課題】

■ 試算結果

水道料金回収額 (R8～R12) (税抜)

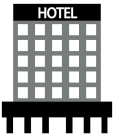
	改定前	改定後	平均改定率
小口径	1,972億円	2,408億円	22.1%
大口径	1,029億円	1,152億円	11.9%
合 計	3,001億円	3,560億円	18.6%

■ 課題

小口径と大口径の平均改定率の差が大きく、バランスが悪い。

■ モデルケース別試算

(1か月・税込)

	モデルケース (使用口径)	現行 【使用水量例】	試算結果 (差額・改定率)
小 口 径	単身(13mm) 	910円 【月8m³】	1,260円 (+350円、+38.5%)
	3人家族(20mm) 	3,250円 【月20m³】	3,870円 (+620円、+19.1%)
大 口 径	飲食店等(25mm) 	6,710円 【月30m³】	7,620円 (+910円、+13.6%)
	ホテル等(100mm) 	978,180円 【月1,945m³】	1,098,870円 (+120,690円、+12.3%)

※ 上表のモデルケースとその使用水量例は一例であり、実際の使用口径や使用水量によって料金は変動します。

料金体系シミュレーション パターン①【結果分析】

- 基本料金割合を28.6%に上げると、基本料金と従量料金を合わせた水道料金の改定率が18.6%であるのに対し、基本料金の平均改定率は33.5%、従量料金の平均改定率は13.5%となる。【図1】

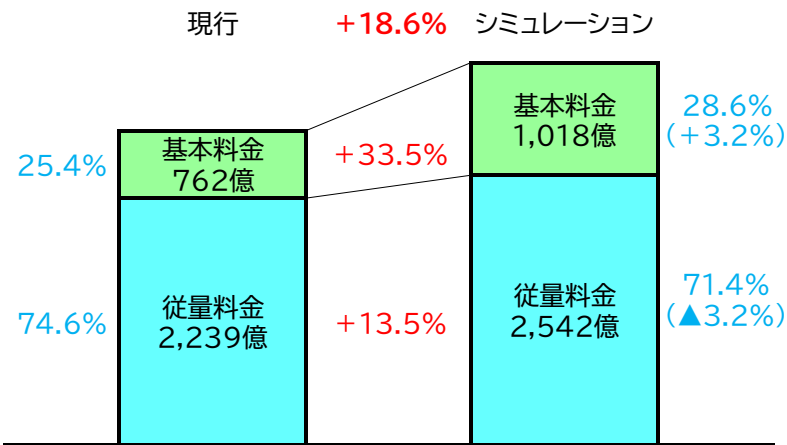
【課題】

使用水量が少ない利用者（主に小口径利用者）ほど、水道料金に占める基本料金の割合が高いため、基本料金と従量料金を合わせた水道料金の改定率が相対的に高くなる。【表1】



- 『基本料金割合の上昇幅を抑える』ことにより、利用者間の改定率の差を縮めることが可能。
(1か月・税込)

【図1】シミュレーションの料金構造



【表1】
口径20mm・使用水量別
現行料金とシミュレーション
パターン①の比較

使用水量	現行料金	シミュレーション パターン①			
		料金	改定率	料金のうち 基本料金額	基本料金 の割合
0m³	970円	1,300円	34.0%	1,300円	100.0%
10m³	1,600円	2,000円	25.0%	1,300円	65.0%
20m³	3,250円	3,870円	19.1%	1,300円	33.6%
30m³	5,940円	6,930円	16.7%	1,300円	18.8%
40m³	8,620円	9,990円	15.9%	1,300円	13.0%

料金体系シミュレーション パターン②【課題解決に向けた検討】

『基本料金割合の上昇幅を抑える』

「算定要領」で講ずることができるとされている基本料金の軽減措置により、基本料金割合を調整する。

(算定要領抜粋) 基本料金の軽減措置

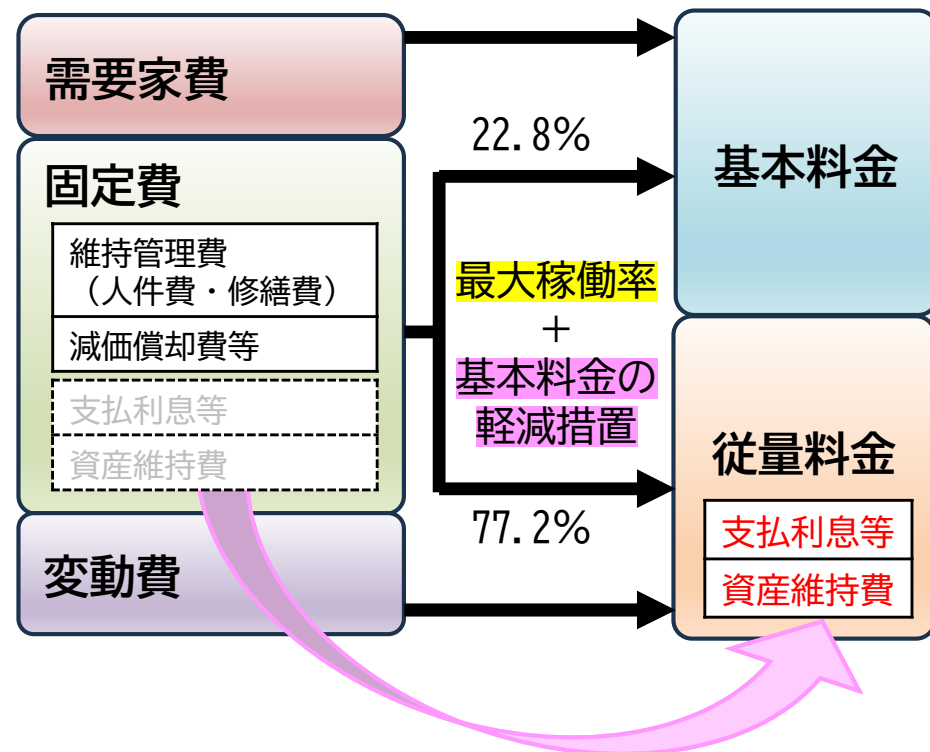
固定費の基本料金への配賦にあたっては、資本費用(支払利息+資産維持費)を控除又は軽減して配賦することができる。

【メリット】

- 基本料金割合が下がり、それに伴い、各利用者の改定率を平均改定率の18.6%に近づけることが可能。

【デメリット】

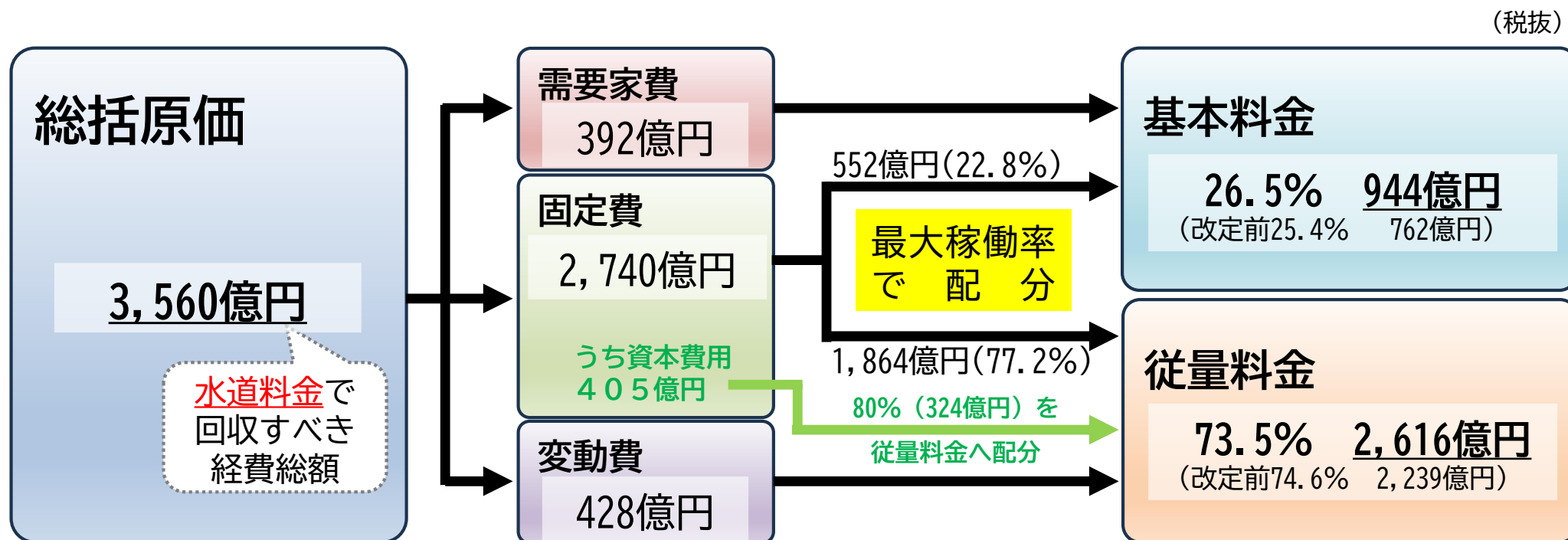
- 基本料金割合の上昇幅が小さくなるため、不安定な料金体系の改善の効果が薄くなる。



固定費のうち資本費用(支払利息+資産維持費)の全額又は一部の額を従量料金に配分することができる

料金体系シミュレーション パターン②【総括原価の配分】

- 「算定要領」に定めのある基本料金の軽減措置を適用し、固定費のうち資本費用の**80%を従量料金へ配分**したうえで、残余を**最大稼働率**を用いて基本料金と従量料金に配分することで、**基本料金割合の増加幅を下げる**
 - ➡ 基本料金割合 : 現行25.4% ⇒ **26.5%**
 - 従量料金割合 : 現行74.6% ⇒ **73.5%**



料金体系シミュレーション パターン②【単価表】

■基本料金単価

各口径の改定率に極力差が開かないよう、基本料金の増加率23.9%（改定前：762億円→改定後：944億円）を全口径に概ね一律で配分し、基本料金を算定。

（1か月・税抜）

口径		現行	改定案	（改定額、改定率）
小口径	13mm	380円	470円	(+90円、+23.7%)
	20mm	890円	1,103円	(+213円、+23.9%)
大口径	25mm	1,590円	1,970円	(+380円、+23.9%)
	40mm	6,350円	7,866円	(+1,516円、+23.9%)
	50mm	14,400円	17,837円	(+3,437円、+23.9%)
	75mm	33,100円	41,001円	(+7,901円、+23.9%)
	100mm	63,900円	79,153円	(+15,253円、+23.9%)
	150mm	177,600円	219,993円	(+42,393円、+23.9%)
	200mm	360,000円	445,932円	(+85,932円、+23.9%)
	250mm	641,000円	794,007円	(+153,007円、+23.9%)
	300mm	1,027,000円	1,272,145円	(+245,145円、+23.9%)
		平均改定率		23.9%

■従量料金単価

基本料金を左の表のとおり改定した場合に、従量料金と合わせた水道料金の改定率が各口径とも極力18.6%に近づくよう、低水量区分を低めに、その分高水量区分を高めに設定。

（1か月・税抜）

使用水量	現行	改定案	（改定率）
1～10m ³	57円	65円	(+14.0%)
11～20m ³	150円	175円	(+16.7%)
21～40m ³	244円	285円	(+16.8%)
41～100m ³	326円	383円	(+17.5%)
101～500m ³	404円	478円	(+18.3%)
501m ³ ～	441円	522円	(+18.4%)
		平均改定率	16.8%

料金体系シミュレーション パターン②【試算結果】

■ 試算結果

水道料金回収額（R8～R12）（税抜）

	改定前	改定後	平均改定率
小口径	1,972億円	2,339億円	18.6%
大口径	1,029億円	1,221億円	18.6%
合 計	3,001億円	3,560億円	18.6%

■ 課題

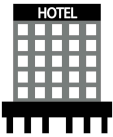
基本料金割合が現行より1.1ポイント高まったうえ、小口径と大口径の平均改定率が同程度となったものの、逓増度が若干上がった。

※ 逓増度……最高単価／最低単価
 （13mm基本料金＋10m³使用時の従量料金）／10で求めた単価

県営水道の現在の逓増度は4.64、
 本パターンの逓増度は4.66

■ モデルケース別試算

（1か月・税込）

	モデルケース （使用口径）	現行 【使用水量例】	試算結果 （差額・改定率）
小 口 径	単身（13mm） 	910円 【月8m ³ 】	1,080円 （+170円、+18.7%）
	3人家族（20mm） 	3,250円 【月20m ³ 】	3,850円 （+600円、+18.5%）
大 口 径	飲食店等（25mm） 	6,710円 【月30m ³ 】	7,940円 （+1,230円、+18.3%）
	ホテル等（100mm） 	978,180円 【月1,945m ³ 】	1,161,290円 （+183,110円、+18.7%）

※ 上表のモデルケースとその使用水量例は一例であり、
 実際の使用口径や使用水量によって料金は変動します。

料金体系シミュレーション パターン②-1【単価表】

■基本料金単価

各口径の改定率に極力差が開かないよう、基本料金の増加率23.9%（改定前：762億円→改定後：944億円）を全口径に概ね一律で配分し、基本料金を算定。
（1か月・税抜）

口径		現行	改定案	(改定額、改定率)
小口径	13mm	380円	470円	(+90円、+23.7%)
	20mm	890円	1,103円	(+213円、+23.9%)
大口径	25mm	1,590円	1,970円	(+380円、+23.9%)
	40mm	6,350円	7,866円	(+1,516円、+23.9%)
	50mm	14,400円	17,837円	(+3,437円、+23.9%)
	75mm	33,100円	41,001円	(+7,901円、+23.9%)
	100mm	63,900円	79,153円	(+15,253円、+23.9%)
	150mm	177,600円	219,993円	(+42,393円、+23.9%)
	200mm	360,000円	445,932円	(+85,932円、+23.9%)
	250mm	641,000円	794,007円	(+153,007円、+23.9%)
	300mm	1,027,000円	1,272,145円	(+245,145円、+23.9%)
		平均改定率		23.9%

■従量料金単価

基本料金と従量料金を合わせた水道料金の口径ごとの平均改定率（p.42参照）のバランスを欠かない程度（20%を超えないよう）に、低水量区分を高く、その分、高水量区分を低く設定し、逓増度を緩和した。
（1か月・税抜）

使用水量	現行	改定案	(改定率)	パターン②との比較
1～10m ³	57円	67円	(+17.5%)	+2円
11～20m ³	150円	175円	(+16.7%)	
21～40m ³	244円	285円	(+16.8%)	
41～100m ³	326円	380円	(+16.6%)	-3円
101～500m ³	404円	471円	(+16.6%)	-7円
501m ³ ～	441円	514円	(+16.6%)	-8円
		平均改定率		16.8%

逓増度 現行：4.64 改定後：4.51

料金体系シミュレーション パターン②-1 【試算結果】

■ 試算結果

水道料金回収額 (R8～R12) (税抜)

	改定前	改定後	平均改定率
小口径	1,972億円	2,353億円	19.3%
大口径	1,029億円	1,207億円	17.3%
合 計	3,001億円	3,560億円	18.6%

【基本料金割合】

現状：25.4% → 改定後：26.5%

【逦増度】

現状：4.64 → 改定後：4.51

■ モデルケース別試算

(1か月・税込)

	モデル ケース (使用口径)	現行 【使用水量例】	パターン② 試算結果 (差額・改定率)	パターン②-1 試算結果 (差額・改定率)
小 口 径	単身 (13mm) 	910円 【月8m³】	1,080円 (+170円、 +18.7%)	1,100円 (+190円、 +20.9%)
	3人家族 (20mm) 	3,250円 【月20m³】	3,850円 (+600円、 +18.5%)	3,870円 (+620円、 +19.1%)
大 口 径	飲食店等 (25mm) 	6,710円 【月30m³】	7,940円 (+1,230円、 +18.3%)	7,960円 (+1,250円、 +18.6%)
	ホテル等 (100mm) 	978,180円 【月1,945m³】	1,161,290円 (+183,110円、 +18.7%)	1,145,320円 (+167,140円、 +17.1%)

※ 上表のモデルケースとその使用水量例は一例であり、
実際の使用口径や使用水量によって料金は変動します。
※ 実際のご請求は2か月に1回です。

料金体系シミュレーション パターン②と②-1の比較

■ 従量料金単価の比較

(1か月・税抜)

使用水量	パターン②	パターン②-1	
1～10m ³	65円	67円	+2円
11～20m ³	175円	175円	
21～40m ³	285円	285円	
41～100m ³	383円	380円	-3円
101～500m ³	478円	471円	-7円
501m ³ ～	522円	514円	-8円
逓増度	4.66	4.51	

■ 口径ごとの平均改定率の比較

口径	パターン② 平均改定率	パターン②-1 平均改定率
13mm	18.2%	19.3%
20mm	18.7%	19.3%
小口径平均	18.6%	19.3%
25mm	18.4%	17.9%
40mm	18.6%	17.4%
50mm	18.7%	17.3%
75mm	18.8%	17.3%
100mm	18.8%	17.1%
150mm	18.7%	17.1%
200mm	18.7%	17.0%
250mm	18.4%	16.6%
300mm	18.5%	16.7%
大口径平均	18.6%	17.3%

料金体系シミュレーション パターン①～②ー1 まとめ

■ モデルケース別試算

(1か月・税込)

	モデル ケース (使用口径)	現行 【使用水量例】 基本料金割合 25.4%	パターン① 基本料金割合 28.6%	パターン② 基本料金割合26.5%	パターン②ー1
小 口 径	単身(13mm) 	910円 【月8m³】	1,260円 (+350円、+38.5%)	1,080円 (+170円、+18.7%)	1,100円 (+190円、+20.9%)
	3人家族(20mm) 	3,250円 【月20m³】	3,870円 (+620円、+19.1%)	3,850円 (+600円、+18.5%)	3,870円 (+620円、+19.1%)
大 口 径	飲食店(25mm) 	6,710円 【月30m³】	7,620円 (+910円、+13.6%)	7,940円 (+1,230円、+18.3%)	7,960円 (+1,250円、+18.6%)
	ホテル(100mm) 	978,180円 【月1,945m³】	1,098,870円 (+120,690円、+12.3%)	1,161,290円 (+183,110円、+18.7%)	1,145,320円 (+167,140円、+17.1%)

※ 上表のモデルケースとその使用水量例は一例であり、実際の使用口径や使用水量によって料金は変動します。
 ※ 実際のご請求は2か月に1回です。

料金体系シミュレーション パターン①～②－１ まとめ

	パターン①	パターン②	パターン②－１
基本料金割合 (現行：25.4%)	28.6%	26.5%	26.5%
小口径 平均改定率	22.1%	18.6%	19.3%
大口径 平均改定率	11.9%	18.6%	17.3%
逦増度 (現行：4.64)	3.94	4.66	4.51
メリット	基本料金割合が現状よりも大きく高まる (3.2ポイント増)	- 基本料金割合が現状よりも高まる (1.1ポイント増) - 小口径使用者と大口径使用者の平均改定率が同程度となる	基本料金割合が現状よりも高まる (1.1ポイント増)
デメリット	小口径使用者と大口径使用者の平均改定率の差が大きい	逦増度が若干上がる	パターン①と比較し、基本料金割合の上昇幅が小さい

部会としては、基本料金割合を高め、全ての利用者の料金改定率を同程度とし、逦増度を緩和した料金体系案である**パターン②－１**が、**概ね妥当**と考える

(4) 料金体系に係る諸制度について

公衆浴場用料金

千葉県水道事業給水条例第24条別表第一

(1) 概要

『物価統制令の適用を受ける公衆浴場（銭湯）』に限り適用となる料金。

使用水量	料金（税抜）
1m ³ につき	57円

（基本料金は、一般用と共通）

(2) 目的

公衆浴場の入浴料金は、公衆衛生の観点から、都道府県により上限額が設定されている。

多くの水道事業体で、入浴料金に影響する公衆浴場向け水道料金単価については低廉な水準としており、県営水道では、従量料金単価を最低単価で固定している。

(3) 今後の方針

以下の理由により、当該制度を維持することとし、料金改定後の単価は、新料金体系の従量料金の最低単価と同額とする

- 公衆浴場の入浴料金は、現在も物価統制令により統制額を指定されていること
（千葉県では令和5年12月1日改定）

生活困窮家庭等への配慮

千葉県水道事業給水条例第31条

(1) 概要

生活困窮家庭等への配慮として、生活保護世帯等及び社会福祉施設への水道料金一部免除（昭和51年度～）

【対象】

①生活保護世帯（生活、教育、住宅、医療扶助）、②中国残留邦人等支援給付世帯（生活、住宅、医療支援給付）、③児童扶養手当受給世帯、④特別児童扶養手当受給世帯、⑤身体障がい者世帯（1級、2級）、⑥知的障がい者世帯（重度以上）、⑦精神障がい者世帯（1級）、⑧社会福祉施設（公営以外の第一種）

注）⑤～⑦は市民税（所得割）を賦課された者がいない世帯に限る

【免除内容】

- ・ ①のうち生活扶助世帯、②のうち生活支援給付世帯：
基本料金と従量料金の合計額の8%及び、ひと月当たり10m³（ふた月では20m³）までの従量料金
- ・ ①のうち生活扶助世帯以外、②のうち生活支援給付世帯以外、③～⑦の世帯：
基本料金と従量料金の合計額の8%
- ・ ⑧社会福祉施設：基本料金と従量料金の合計額の8%及び従量料金の30%

(2) 目的

生活困窮家庭等への配慮

(3) 今後の方針

以下の理由により、**当該制度を維持する**

○昭和51年4月1日の料金改定の際、「最小限度の生活用水に対する料金の軽減について配慮すべきである」との水道事業運営審議会の答申を受け、生活保護世帯及び民間福祉施設について、従量料金の減額を政策的配慮により実施することとし、その後、児童扶養手当受給世帯等を対象とする減免制度を追加し、基本料金と従量料金の一定割合を免除することとしており、答申を受けた際の社会情勢が現在も変わっていないこと

※ 平成8年4月1日の料金改定では、引き続き、当該制度を維持することとした。

給水申込納付金・開発負担金

千葉県水道事業給水条例第30条の2, 3

(1) 概要

① 給水申込納付金

新規の給水や口径を大きくする場合に徴収（昭和44年度～）

【例】口径13mm：110,000円、口径20mm：297,000円（以下、口径ごとに設定）

② 開発負担金

建築物（5 m³/日以上計画1日最大水量）の建築又は宅地（1,000m²以上）の造成を行う場合に徴収（昭和51年度～）

【例】建築物：計画1日最大水量×143,000円／m³、宅地：造成面積×715円／m²

（単位：億円、税抜き）

項 目	R1	R2	R3	R4	R5
水 道 料 金	596	591	588	586	590
給水申込納付金	37 (6.2%)	38 (6.4%)	37 (6.3%)	37 (6.3%)	39 (6.6%)
開 発 負 担 金	9 (1.5%)	11 (1.9%)	9 (1.5%)	10 (1.7%)	11 (1.9%)

※（ ）は対給水収益

(2) 目的と用途

【目的】新・現水道利用者間における負担の公平、料金水準の適正化（急激な料金の引上げの抑制）

【用途】給水需要の増加に伴う浄給水場等の拡張事業に係る企業債の償還

(3) 今後の方針

以下の理由により、給水申込納付金・開発負担金ともに制度を維持する

○新・現水道利用者間における負担の公平という徴収目的は今後も変わらないこと

○国の認可を受けた拡張事業である、湯西川ダム建設事業負担金等に係る企業債の償還が続いていること